

ごみ集積箱等設置費補助事業（篠栗町ごみ集積箱等設置費補助金交付要綱）

1 趣旨・目的

地域のごみ集積所の集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化、地域の環境保全に寄与することを目的とする。

2 事業内容

【内容】

町民が共用するごみ集積箱等の設置費用に対して補助金を交付する。

【対象団体】

町内居住者(原則として5世帯以上)であって共用するごみ集積箱等を共同設置し、かつ、使用するもの(共同設置者)とする。

【対象事業】

共用設置したごみ集積箱で、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 共同住宅にて排出されたごみの集積を目的として設置する場合
- (2) 事業活動に伴って排出されたごみの集積を目的として設置する場合
- (3) ごみ収集業務及び周辺交通の支障となる場所に設置する場合
- (4) 町長が特に必要があると認める場合を除き、補助金の交付を受けた共同設置者が、当該補助金の交付の日から5年を経ずに新たにごみ集積箱等を設置する場合
- (5) その他町長が補助金の交付が適当でないとする場合

【募集・受付時期】

共同設置者は、次に掲げる書類を都市整備課に提出。この場合において、共同設置者は、行政区又は組合の長に補助金の交付に関する一切の権限を委任することができる。（随時受付）

【補助・助成額】

補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額又は使用世帯数に5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、申請1件当りの補助金上限額は10万円とする。

* 対象経費

原材料費(税抜) ごみ集積箱等本体及び本体設置用基礎を作製するための元となる物

本体費用(税抜) 製品としてすでにでき上がっている物(集積箱・ネットなど)

【問い合わせ先・関連HP】

都市整備課環境係 電話：947-1225